

土居光華と『東海曉鐘新聞』

山下重一

はじめに

私は最近、松阪市在住の土居満寿雄氏から同氏の御祖父土居光華氏（弘化四―大正七・一八四七―一九一八）が関係していた『東海曉鐘新聞』（明治十四年十月一日付創刊号から同年末まで、計四十八号）と『自由燈』（明治十七年五月十一日付創刊号から九月五日付第九十六号まで、計三十二号）の寄贈を受けた。何れも自由民権運動期の貴重な史料であるので、私は、同氏の承諾を得て、國學院大學図書館に入れさせていただいた。同氏の御厚意に厚く御礼申し上げたい。

私が土居光華に関心を持ち始めたのは、バックルによるミル『自由論』の書評（Buckle, Mill on Liberty, Fraser's Magazine, May 1859）を全訳した『自由之理評論』（明治一五年）の翻訳者としてであった。私は、彼の翻訳集『偶評欧米大家所見集』（明治一一年）の訳文を検討する論文（「土居光華に関する一考察」（『國學院法學』第二二卷第四号・昭和六〇年三月刊））を書いた際、初めて土居満寿雄氏にお会いし、さまざまな史料の提供と御教示を受けた。今回同氏が前記史料を寄贈して下さいたのは、御祖父に関する研究に役立てたいとの御意志によると思われるので、本学図書館で保存し、今後十分に活用することを期している。

本稿は、限られた紙面の中での断片的な論考に過ぎないが、土居光華の数奇な生涯を通観し、特に『東海曉鐘新聞』の史料価値の一端を記すことにしたい。

本稿で利用する文献については、次のように略記する。

「略伝」―「淡山土居先生略伝」（結城蕃堂編『淡山翁遺稿』大正八年）

「伝」―「土居光華伝」（『明治文化』第一一巻第六・七・八号・昭和一四年・これは土居光華の自筆の原稿の翻刻である。）

「列伝」―大井通明・大岡直顕『日本全国自由党员列伝』（明治一五年）

長谷川論文―長谷川権一「民権運動家と地域啓蒙―土居光華の思想と行動」（鹿野政直編『維新変革期における在村諸潮流』三一書房・昭和四七年）

一 幕末・明治初期の土居光華

土居光華の幼名は二郎、弘化四（一八七四）年六月二十四日、淡路国三原郡土井村に、土居一郎大夫（岳亭）の次男として生まれた。幕末から明治初期に至る二十五歳頃までのめまぐるしい動静については、「略伝」の記事が簡にして要を得ているので、漢文を読み下して引用したい。

「先生淡路ノ人。幼クシテ岡田鴨里ニ師事シ経史ヲ研鑽ス。既ニシテ弘道館述義ヲ讀ミ大ニ発憤スル所アリ。更ニ国学ヲ修メ、慶応初年大和ニ赴キ、贅ヲ森田節斎ニ執リ、文章ヲ学ブ。尋デ高野山ニ致リ、西南院ニ寓シ、讀書数月。是ヨリ先節斎尊王攘夷ノ説ヲ鼓吹シ、忌憚スル所ナシ。幕府将ニコレヲ捕ヘントス。先生事急ナルヲ聞キ、乃チ節斎ヲシテ淡路ニ潜匿セシメ、蔭ニ其ノ命ヲ奉ズ。江都ニ遊ビ、林鶴染、大沼枕山ニ就キ、詩文ヲ研精ス。又和歌ヲ加藤千浪、海上胤平ニ学ブ。当時徳島藩勤王佐幕ノ二党アリ。論議未ダ決セズ。先生大義ヲ唱道シ、罪累将ニ及バントス。是ニ於テ藩邸ヲ出デテ東行シ、日光山ニ隠ル。南昭院興雲律院ニ寓シ、経史ヲ講説シ自ラ給ス。王師東征、兵馬控惚、四境騷擾タリ。乃チ書ヲ東山道総督岩倉具定卿ニ上ル。

判事宇田淵ノ知ル所トナリ、岩倉具視公ニ薦メテ侍講トナス。且ツ徳大寺実則、柳原前光両卿ノ為ニ経史ヲ講ズ。既ニシテ召還サレ藩學ニ教授ス。明年三月大阪ニ致リ開成学校ニ入り英学ヲ修ム。集議院ニ出仕シ、院天下ノ賢良ヲ徴シテ時務を商議ス。先生弁事トナリ、措置宜シキヲ得タリ。但シ薩長ノ下風ニ立ツヲ屑シトセズ、幾クモナクシテ職ヲ辞シ、是ヨリ断然意ヲ官途ニ絶ツ。」

このように土居光華は、少年時から大和の儒者森田節齋の影響を受けて尊王運動を志し、脱藩して江戸に学び、さらに日光に赴いた。この間の事情について、光華の自伝と思われる「伝」には次のように記されている。

「光華氏少年ノ時、早ク既ニ海外ノ名士と交通シ、尊王讓夷ノ説ヲ唱へ、幕府ノ末防長征討ノ命其藩ニ下ルヤ藩論一定セス、上下騒然タリ。然ルニ氏ハ慷慨自カラ禁スル能ハス、一書ヲ作り藩主ニ上リ防長征討ノ非ヲ論シ、其兵ヲ以テ上京勤王ノ功ヲ建テランコトヲ乞フ。…阿州藩固ヨリ之レヲ容レス。」

「伝」にはまた、日光で岩倉東山道総督に関東平定の策を献じたが容れられず、江戸に来て薩長の首脳に近付こうとしたが、西郷隆盛に戒められて断念し、京都に移って天下の静まるのを待ったと記されている。『淡山翁遺稿』の冒頭に置かれた漢詩は、明治二年天長節に岩倉具視の祝宴に列した際の作であり、この時には岩倉家の賓客として漢詩文の教授に当たっていた。「略伝」には詳細は記されていないが、三年徳島藩に召喚され、脱藩の罪で一時幽閉されていたことは、『淡山翁遺稿』に岩倉公の執事・岩倉公子・宇田淵某、小室信夫の四人に宛てた漢文の赦免嘆願書があることによつて分る。赦免後藩校の漢学教授となつた後、大阪開成所で英語を学んだことは、「略伝」「列伝」に一言されているだけであつて詳細は分らないが、明治三、四年の頃と思われる。彼の翻訳書の最初のもものは、七年のマルセツト『母の導き』であるが、数多の翻訳書に示された彼の卓抜な英語力は、明治三年に徳島で漢学を教えた後五年に官に就くまでの僅かな期間に養われたのであろう。

光華の新政府出仕についても詳らかでないが、『淡山翁遺稿』に「題集議院壁」と詞書がある自嘲的な漢詩二篇が収録され、また「列伝」には、「明治五年出テ職ヲ左院ニ奉ス。蓋シ君意ニ官ヲ欲セス。…氏左院ニ在リテ頻リニ議員ノ其職ヲ尽ササルヲ論シ、幾何モナク父ノ病ニ際シ私ニ去テ国ニ帰ル。官其故ヲ以テ氏カ職ヲ免ス。」と記されている。「列伝」にはまた、「八年ノ頃埼玉及

群馬ノ地方ニ雇ハレ身ヲ教授ノ列ニ置ク。」と記され、筆者が群馬大学教育学部で調査したところ、暢発学校明治八年十二月の支出簿に「土居光花東京ヨリ熊谷迄旅費」の記録が見出された。暢発学校は、明治六年に本庄に開設され、間もなく熊谷に移転し、さらに高崎に移されて、九年九月群馬県師範学校と改称された。九年刊行の『習字学問之枝折』と『文明論女大学』の出版元は、何れも熊谷の博文堂であり、『淡山翁遺稿』には、「題熊谷駅寓楼壁」の八首連作、「題群馬県高崎官舎壁」の一首など、熊谷、高崎での教員時代の漢詩が散見されるが、教員生活が何時まで続けられたかは明らかでない。

二 自由民権運動

土居光華は、明治七年の自由民権運動の抬頭以来、いち早くこれに加わって、さまざまな活動を展開した。「伝」には、次のように記されている。

「光華氏民間ニ下リ幾莫モナク前参議、後藤、板垣、副島、江藤等ノ諸氏民選議院設立ノ建白ヲナシ、始メテ人民ニ向ツテ大義ヲ鳴ラシ、東京銀座ニ於テ『幸福安全社』ナル一社ヲ立テ天下ノ同志ヲ募ルニ当リ、氏ハ同社ニ入りテ大ニ其党勢ニ鞅掌セリ。是、明治七年ノ頃ニシテ、氏カ民間ニ下リテ民権自由ヲ唱フル始メトス。

其後、光華氏ハ青江秀ト計リ曙新聞ヲ創設シ是レカ主筆トナリ、『保護貨論』ヲ著シ、又諸種ノ著書、雑誌等ヲ刊行シ、民権自由ノ主義ヲ拡大シタルガ、明治十年ノ頃、薩人海老原穆及比松田久一等ト交通シ、草奔雑誌等ニ其評論ヲ掲ゲ屢々西郷翁ヲ賛成シ、当時ノ政府ヲ非難セシガ、是亦西南ノ兵勢ト其気焰ヲ收メ、毫モ氏ノ意ヲ達スルコト能ハザリキ。」

当時の光華は、西郷に共鳴する国権主義的民権論者であったと思われる。彼は、『曙新聞』の創刊にかかわり、明治七年には『報国雑誌』（東大新聞雑誌文庫に一号のみ所蔵）を刊行し、九年には兄土居一郎が刊行した『報国新誌』（同文庫に四号まで所蔵）に寄稿した。しかし、当時の彼の本領は、英学の新知識を活用した啓蒙的著述家としての活動にあり、『近世女大学』（明治七年）『文明論女大学』（明治九年）、『偶評欧米大家所見集』（明治十一年）、神田孝平・土居光華評『経世余論』（明治十二年）、バック

ル『英国文明史』（同年）、土居光華『偶評西先生論集』（明治一三年）など目覚ましい著述活動を示した。バックル・ミル・スペンサーなどの翻訳を含む『偶評欧米大家所見集』については、前掲拙稿を参照されたい。

『近世女大学』『文明論女大学』（石川松太郎『女大学集』東洋文庫302に収録）は、貝原益軒の『女大学』の封建的な女性観を批判し、男女同権に基づく新しい女性観を説いた注目すべき啓蒙書であり、「人は男女の差別なく、皆不覇不制、自主自由の権あり。他人の抑制を受けざる者なり。欧州婦人の権勢を把持し、男子と並立し、男子に恭敬せしむるは、誠に女子の面目にして、男子の使役を受け、男子の奴隷たるを免れざるは、全く女子の恥と知るべし。」（『近世女大学』）との主張に、新時代の息吹を実感することができる。『文明論女大学』は、暢発学校の教員時代の著述であり、『淡山翁遺稿』所収の「熊谷駅寓居題自著文明論女大学巻首」と詞書された次の漢詩から、彼の抱負が読み取れるであろう。

微俸羈身此滞留。安間漸儼小書樓。誰憐三寸猶存舌。却為婦人論自由。

土居光華の自由民権家としての本格的な活動は、明治十二年十月、荒川高俊（栃木県出身）・山川善太郎（兵庫県出身）、漆間真学（徳島県出身）等と共に、「民間ニ屹立シテ能ク政府ノ举措ヲ視察シ之ヲ可否褒貶」するために、政談演説結社「北辰社」を東京に設立した時に始まった。同社の機関誌は、『北辰雜誌』（新聞雑誌文庫に、明治十三年四月五日付の第一号から五月二十六日付の第五号まで所蔵）であり、第一号に光華と山川善太郎連盟の「有栖川二品親王ニ上ツテ国会開設ノ發議者タラン」ヲ請フノ書」が載せられた。「伝」には、北辰社の活動について次のように記されている。

「従前諸氏ノ發起ニナリタル言論結社ナキニアラサレドモ、皆學術講習ヲ目的トシタル者ニシテ、純然タル政社主義ヲ以テ政談演説会ヲ立テタル者ハ、此ノ北辰社ヲ以テ嚆矢先鞭トス。此ノ如キ光華ハ当時ニ所謂無頼浪人疎暴ノ書生ヲ引率シ東京ヲ始トシ総武常野諸州ヲ徘徊シ奇激ナル言論ヲ吐キ敢テ忌憚スル所ナキヲ以テ、民間ニ於テハ之レヲ政府探偵故ヲニ其言論ヲ疎暴ニスルモノト誹り、政府ニ於テハ此等社会党一日モ存在セシムベカラズト決心シ、痛ク氏等ノ拳動ニ注目セシモ、固ヨリ探偵ニモアラス社会党ニモアラザレバ亦如何トモスヘカラス、遂ニ集会条例ヲ發布スルニ至リタリト言フ。又以テ氏等カ当時ノ社会ヲ傾動セシヲ知ルベシ。」

『淡山翁遺稿』所收の漢詩數篇の詞書には、下館、栃木、下総、吹上、下妻、鹿沼、喜連川などの地名が見られるが、東京を中心として関東各県に遊説した北辰社員の足跡を示していると思われる。「吹上村途上口占」と詞書のある次の漢詩は、当時の光華を彷彿させている。

未必民権罕匹儔。沼沼早已及荒陬。執鞭馬走譏專制。三尺牛童說自由。

北辰社は、当初は独自の政社活動を続けていたが、明治十三年三月に「国会期成同盟」が結成された時、これに加入した。同年四月の期成同盟の国会開設請願者名簿の中に、「東京府下谷練堀町四十七番地北辰社八十五名総代兵庫県丹波国多紀郡福住村平民東京府京橋区新肴町十二番地寄留 山川善太郎」の記入が見出される（『自由党史』岩波文庫（上）三五―六頁）。同年五月十八日には、北辰社主催で請願奉呈委員片岡健吉・河野広中の送別の宴を開き、『北辰雜誌』第五号は、「片岡河野二君ノ別宴ノ演説」を載せている。明治十三年には、前記『偶評西先生論集』と光華訓点の『李孫文集』が刊行された。そして光華の活躍の舞台は、十四年後半から静岡の地に移るのである。

三 静岡時代と『東海曉鐘新聞』

土居光華は、明治十四年九月に荒川音俊と共に静岡に赴いた。次の漢詩は、「辛巳九月二十一日同荒川鴻洲君赴静岡道中有作」と題する連作四首の最初のものである。

平生痼疾在烟霞。不屑間居不厭賒。八里函関容易過。芙蓉山下又移家。

「又移家」とは、しばしば東奔西走した後、今度は使命を帯びて静岡に赴いた彼の感慨であったであろう。彼の静岡行きは、この年に攪眠社を設立した民権家前島豊太郎が東京の林欽二に新聞の発行のための指導者を派遣するよう依頼し、林の推挙によって派遣されたのであった。当時は、自由民権運動が全国的に高揚し、北海道開拓使官有物払下げに対する批判がこれに拍車をかけていた。静岡に赴任した光華は、前島豊太郎を社主とする攪眠社の社長となり、赴任早々の十月一日には、『東海曉鐘新聞』

を創刊した。静岡時代の彼の活動については、長谷川権一氏の論文に詳しいので、以下では『東海曉鐘新聞』の記事を中心に要説することにした。

『東海曉鐘新聞』の創刊号から十一月二十四日付の第二十七号まで連載された「各国対照私考国憲案」は、当時民間で頻りにつくられた私擬憲法草案の一つとして注目すべきものである（条文のみ家永・松永・江村編『明治前期の憲法構想』改訂版二七三―八頁に収録）。八章九十七条の条文に各国の実例に関する註解を付したこの草案は、冒頭の序言によれば、「曾て友人高俊荒川子等ト選定スル所ノ私考国憲案アリ。今般新紙ヲ発兌シ是非ヲ社会ニ問フニ当リ、更ニ修正校正シ載セテ以テ広く世上ノ広議ヲ詢ヒ、之ヲ完全結了^マセン」としたものであり、光華北辰社の同志と共に草した条文と註解に荒川高俊と協力して修正を加えたものであろう。第一章、皇帝、第二章、皇帝未成年及ヒ摂政、第三章、帝室経費、第四章、上院、第五章、下院、第六章、内閣、第七章、司法、第八章、国民権利及義務の八章から成るこの草案は、岡山県の『三陽新報』に連載された「私草憲法」（同紙明治一四年七月一日―九月一〇日連載）と並んで、交詢社の「私擬憲法案」（『交詢雑誌』同年四月二五日号）の影響を受けており、基本的にイギリス流の院内閣制を採用している。国会は、上下両院から構成され、上院は、皇族、華族の特選議員と士族平民の公選議員（府県会による公選）、下院は、満二十一歳以上で地租若干を納める男子による公選議員から成る（第三一・三三・三四・五二条）。「内閣大臣ハ天皇ノ親任スル所タリ。然シトモ上下両院ノ議員ニシテ衆庶ニ名望ヲ得タル者ニ限ルヘシ。」（第七〇条）と議院内閣制を明記しているのは注目すべきことである。

光華の筆と思われる創刊号の社説には、アメリカ独立の際のパトリック・ヘンリーの「吾ニ自由ヲ与ヘヨ。然ラサレハ一死ヲ与ヘヨ。」の言を引いて、「吾党今日有司専制人民卑屈ノ社会ニ立テ真理ヲ講究シ自由ノ政体ヲ立テント欲スルニ当リテハ、常ニ必ス此気概ナカルヘカラス。」と主張したが、彼が唱道した「自由ノ政体」とは、政党政治を前提とするイギリス流の議会政治にはかならなかつた。しかし、中央の政状は、「私考国憲案」の連載中に、十月十一日の「明治十四年の政変」、十二日に喚発された「国会開設の詔」によって副期的な変化を生じた。政変は、大隈重信を政府から追放しただけでなく、明治二十三年を国会開設の年と宣言し、しかも欽定憲法主義を明記した大詔によって、イギリス流の議会政治ではなく、プロイセン流の立憲君主政樹立

の大方針を確定した。自由民権運動は、政府によって完全に先手を取られ、その後苦難の道を歩まざるを得なかった。板垣退助を総理とする自由党が結成されたのは、十四年政変の半月後の十月二十九日のことだったのである。

『東海曉鐘新聞』の社説に「聖諭ヲ読ム」の一文が掲げられたのは、十月十六日付の第七号である。この社説は、五箇条誓文、八年八月十四日の漸次立憲政体の詔、国会開設の詔を引用し、「至大ナル聖恩」を称えながらも、「今日はヨリ明治二十三年ニ至リ親ク聖見ノ辱ナキヲ拝スルニ至ルノ長途ハ必ズ巨多ノ困難ヲ以テ遮塞セラレ容易ニ経過スベキニアラザルヲ信ズ。然レバ明治二十三年ニ於テ必ラス国会ノ盛事ヲ觀ント欲セバ今日ニモ必ラス之ヲ看ント欲スルノ精神氣力ヲ失フベカラズ。」の一節に、自由民権運動の将来の苦境に対する苦渋の思いが読み取られる。しかも、同新聞は、十月二十一日付で内務卿の達によって発行停止を命ぜられた。発禁が解けた最初の号十一月五日付の第十二号は、社説の「解停社告」に、理由は明らかにされなかったが、「聖諭ヲ読ム」が発禁の原因ではなかったかと記している。

次に、『東海曉鐘新聞』の発行と平行して続けられた攪眠社の政治活動をフォローして見たい。政談演説会は、十月以来各地で活発に行われ、光華は、社長として毎回登壇した。十月一日、静岡小川座、五日、志太郡石津村と静岡磯馴楼、六日、藤枝宿嬉春座、八日、静岡小川座の演説会には、土居、前島、荒川の三人が演説したが、八日、前島は、「国を取るものは王、物を取るものは賊」「上は天皇より下は乞食に至るまで人権は凡て同一」と演説したために、警察に拘留されて、重禁錮三年、罰金九百円に処せられ、大審院に上告して争ったが、判決は変らず、十七年まで入獄した。また、十月十六日の静岡寺町小川座での演説会で光華と荒川が登壇したが、光華が前島を弁護する発言をしたために中止を命ぜられ、荒川は、警察に拘留された。荒川は、糾問中「社長預け」になったため、攪眠社は、前島に続いて、荒川も政談演説ができない状態となり、この結社を運営する責任は、光華に重くかかるに至った。光華を中心とする演説会は、その後も各地で続けられ、十二月中旬には、朝野新聞社から末広重恭を招いて、十四日、吉原駅、十五日、静岡小川座、十八日、藤枝駅、十九日島田駅、二十、二十一日、静岡小川座で遊説した。光華は、末広と共に毎回登壇したが、十五日の演説会で、光華の演説は途中で中止を命ぜられ、末広の演説中、中止の上解散させられた。越えて十五年一月十四日には、東京から新井章吾と東大生藤田四郎を迎えて、静岡巴座で政談學術演説会を行ったの

である（長谷川論文、三九二―四〇六頁。特に、四〇二―五頁「表一」を参照）。

土居光華の静岡での活動のクライマックスは、十五年一月から六月に至るまで、「岳南自由党」の党首となって東奔西走した時期であり、三月には、板垣一行の遊説を静岡に迎えて、一大キャンペーンを行なった。岳南自由党は、前島父子を中心とする攬眠社員、鈴木音高、湊省太郎等の士族インテリ、影山秀樹等の豪農、商工業者であった。前島豊太郎と荒川高俊は、前述のように拘留または保釈の身であり、党首土居光華は、文字通り同党の中心人物であった。中央の自由党と密接な関係を持っていた彼は、岳南自由党を自由党の地方支部と自任していた。党員は十五年六月に五百余人であったと言われる（長谷川論文四〇七頁）。

十五年二―三月にかけて、光華等は、県下各地に遊説した（二月十一―十一日、浜松、二月二十六日、沼津、三月五日、庵原郡、三月七日、駿東郡御宿町など。長谷川論文四一〇頁「表三」）。三月中旬、自由党総理板垣退助や竹内綱等の東海道遊説の一行が静岡県に入った。光華は、十二日、一行を吉原に出迎え、富士郡吉原病院で政談演説会と懇親会を開き、翌十三日、一行は静岡に到着した。『自由党史』には、「前島豊太郎、荒川高俊、土居光華等、主として来り迎へ、大懇親会を開いて、総理の意見を聴かんことを求む。是に於て板垣は自由党団結の主旨を演べて、前述の遼遠なるを示し、其障礙を列挙し、之に打ち克つて進むべき所以を教へ、至誠を經とし、剛毅を經とし、剛毅を緯とし、道と始終して死生相渝らざるべき所以を戒訓したり。」と記し、板垣の演説「自由党組織の大意」と彼が光華に口授した「自由党の尊王論」の全文を引用している（『自由党史』中一〇六一―一九頁）。

板垣一行は、三月十四日静岡感応寺の大演説会、十六日、浜松玄忠寺の懇親会の後、東海道を下って遊説を続け、光華は、名古屋まで同行した。板垣が岐阜で刺客に襲われて重傷を負ったのは、四月六日のことであった。四月上旬、先に政談演説のため捕えられ、保釈中であつた前川豊太郎、荒川高俊の刑が確定して下獄し、光華は、岳南自由党首として県下各地を遊説し続けた。また植木枝盛や小原鉄臣等を中心に展開された酒税軽減運動に参加し、十五年六月付の「酒税軽減請願書」の連署人名簿の中には、「静岡県富士郡今泉村酒造営業人井上須三代理静岡県中二十四名総代」として、「静岡県両替町四丁目攬眠社 土居光華」の名が見出される（『自由党史』中一八〇頁）。

自由党は、同年六月十二日から浅草井生村楼に各地の代議員七十余名を集めて臨時会議を開き、本部維持法、役員改選、規則修正等を議し、片岡健吉を議長に、大石正巳を副議長とした。この時土居光華は、林包明、山際七司、内藤魯一等と共に幹事になった。(『自由党史』(中)一九七頁)。この会議の後、京橋警察署から幹部の出頭が要求され、出頭した大石は、「集会条例改正追加されしを以て、自由党も亦政治を講談する結社なれば、宜しく成規を履んで官の認可を受くべし。」と厳命された。集会条例追加は、六月三日に発令されたものであり、その第二条によって、自由党は、六月三十日付で政党団結の届出をせざるを得なかつた。さらに同条例追加には、第八条に、「政治に関する事項を講談論議する為め其趣旨を広告し、又は委員若くは文書を發して公衆を誘導し、又は支社を置き、若くは他の社と連絡通接することを得ず。」とのきびしい規制があつたので、自由党は地方支部を持つことができなくなつた。『自由党史』には、「地方部を存して相連絡するを得ざるを以て、本部は之を各地に伝へて其支部を解かしむ。」(中)二〇〇頁)と記されている。静岡では、『東海曉鐘新聞』は、十五年六月二十一日に内務省から発行停止処分を受け、一月余り後の七月二十五日にようやく解停となつた。岳南自由党は、集会論議を極度に制限されるようになり、遂に六月三十日に自由党本部の指示に従つて解党をしたのである。

四 土居光華のその後

岳南自由党の解党後、光華は、東京に帰つて自由党の機関紙『自由新聞』に入った。この年に前記のバックル原著『自由之理評論』と『政党論』とが刊行された。『政党論』は、一部が『東海曉鐘新聞』に發表された市島謙吉の論説を本文とし、付録に板垣退助の「自由組織ノ大意」と板垣口述、土居光華記の「自由党ノ尊王論」と光華筆の『東海曉鐘新聞』の社説数篇を収録したものである。光華は、その後も旧岳南自由党員と連絡を取つて、しばしば静岡県下に遊説を行なつた(長谷川論文、四一七―二二頁)。

光華が『自由新聞』を去つて「政書出版会社」を創立した経緯について、「伝」には次のように記されている。

「光華氏既ニ自由党ニ勲功アリ。板垣翁亦其有為ノ人為ルヲ知ルヲ以テ、其自由新聞ヲ立ルヤ呼ンテ其社ニ入ラシムルト雖モ氏自カラ一種異様ノ政治家トシテ馬場、田中等ト遇ハズ、亦星、古沢ノ為人ヲ喜バザルヲ以テ出テ政書出版会社ヲ興シ、遂ニ自由党諸氏ト別途ノ運動ヲ取り、是等ト事業ヲ共ニセズ。」

「政書出版会社」は、十六年三月に東京に創立され、同年六月に中江兆民等の「東洋著訳出版社」と合併して、「日本出版会社」となった。その社長は中江、幹事は田中耕造で、光華は理事（後に幹事）となった。その株主八十人の中、静岡県人が二十六名に上っていたことは、光華の静岡での活動の成果を反映している（長谷川論文四二八―九頁）。光華のこの頃の執筆活動は誠に目覚ましく、日本出版会社から十六年にバックル『英国文明史』第七・八編、十六、七年にヒューム『政治哲学論集』、十六年にルソー『非開化論』下節が次々に刊行された。ヒュームの『道德・政治・文学論集』(Essays, Moral, Political and Literary)の全訳がこの時期に行なわれたことは驚くべき業績である。また、『非開化論』(『学問芸術論』(Discours sur les sciences et les arts)の上節は中江兆民のフランス語からの訳、下節は土居光華の英語からの重訳である(上・下節とも、岩波版『中江兆民全集』1に収録)。下節の訳は、中江訳の上節と比べても遜色のないすぐれた訳文である。

光華は、明治十八年に東京府兵事課長となり、自由民権運動から離れた。筆者には、この意外な転向がヒュームの翻訳の刊行と同年であったことは偶然ではなかったように思われる。当時は、弾圧と内部対立によって、自由民権運動が四分五裂の状態になっていた時代であり、各地にいわゆる激化事件が頻発していた。ヒュームは、哲学的には徹底した懐疑論者であったが、政治的には名誉革命体制を全面的に支持し、現体制を脅かすものとして宗教的、政治的熱狂を強く批判した。光華は、ヒュームの大著の翻訳によって、自由民権運動への熱中をみずから清算しようとしたのではなからうか。

光華はさらに、二十年三月から二十一年十月まで、三重県飯野・多気三郡の郡長を勤めた。「略伝」には、「友人内務次官芳川顕正薦メテ三重県飯野高飯野気群長ニ任ズ。之ヲ辞セドモ聴レズ。乃チ松阪ニ赴キ、宿弊ヲ釐シ、担懐衆に接シ、治蹟甚ダ著シ。」と記されている。これまた意外な転進であるが、芳川顕正は、徳島藩出身で光華の先輩であった。郡長時代について、「伝」にはかなり長い記述があり、和歌山街道、大杉街道の整備、鳥喰墜道の完成などの治蹟を誇っているが、彼が二十一年十月に郡長を

辞職しても東京に帰らなかったのは、松阪を中心として選挙地盤を培養し、来るべき政界進出に備えるためだったに違いない。

光華は、明治三十三年の第一回の総選挙には出馬せず、二十五年二月の第二回総選挙には立候補したが次点で落選し、二十七年三月の第三回総選挙で初めて当選した。彼の議員時代の動静については、「伝」に明治四十一年六月二十七日付で付記された次の記述があるだけである。

「二十八年遼東還付ノ為メ伊藤侯ノ内閣大ニ改進黨等ノ攻撃ヲ受ケ、將ニ倒レントスルニ当リ、野村内務大臣芳川司法大臣ハ之レヲ坐視スルニ忍ビズ、其維持ヲ氏ニ囑セシニ氏ハ大ニ之レヲ諾シ、其同志ヲ党中ニ求メ、重野満二郎、山下千代雄、栃木県代議士田村等ノ味方ヲ招キ、説クニ内外ノ形勢ヲ以テシ、一方男爵伊東巳代治氏ニ結バシメ、自由党一致ノ力ヲ以テ同侯ヲシテ戦後経営ヲ全クセシムルコトヲ得タリ。是レ氏ガ力ナリ。後、今ノ伯爵松方伯ノ内閣ヲ組織スルニ至リ、其金貨本位実施ニ於テ反履スルニ当リ、氏ハ前約ヲ履ミ自由党ノ党議ニソムキ尚ホ伯ト共ニ本位説ヲ維持シタルヨリ、自由党ハ氏ニ除外ノ処分ヲナスニ至レリ。是レ氏カ自由党ニ相離レ、今日ノ不幸ニ至リシ所以ナリ。」

若き民権論者として活動し、「自由党の武蔵坊」の異名で知られた光華も、その変り身の早さと奇矯な言動に禍されて、議会政治家としては大成することができなかった。議会開設後の彼の言動については、筆者にはほとんど不明であるが、土居満寿雄氏と田村昭治氏から御教示を受けた若干の史料を紹介したい。

(一)明治二十六年、岐阜県下で大規模な小作料引き下げ運動が起った時、光華は一月初めに多岐郡高田町藤川楼に滞在し、一村平均十五人の小作人を招集して、闘争の状況説明と方針を与えたという(松本健二「日暮の狐影―淡路民権運動の位相―」『展望』一九七三年十一月号)。

(二)明治三十三年八月二十三日付、尾崎行雄宛書簡(土居家所蔵)で、伊藤博文が組織した立憲政友会に尾崎が憲政本党から唯一人参加しようとしたことを強く戒めた。

(三)伊藤は、明治三十六年六月、勅命によって枢密院議長に就任し、政友会総裁の地位を辞したが、光華は、六月六日付の伊藤宛書簡(活版印刷・土居家所蔵)ではげしく批判した。

(四)明治四十五年一月二十二日付で、西園寺公望首相宛書簡(活版印刷・土居家所蔵)で、この年孫文を臨時大統領として成立した中華民国を日本が率先して承認することを勧告した。

(五)大正五年、三重県下で部落解放同志会を組織し、この会の趣旨書(土居家所蔵)には、部落全体の意志統一と行動を連絡する機関をつくることを勧告した。

光華はこのように、後半生の不遇の中にあっても、政治と社会運動の初志を忘れず、ことある毎に発言と行動とを怠らなかつた。彼が最後に打ち込んだ事業は、本居宣長の墓所がある松阪郊外の山室山を新吉野山にしようとする計画であつた。大正六年吉野に旅行した彼は、新吉野山をつくる構想を立てて桜の植樹を呼びかけたが、彼はその翌年死去したために生前には実現しなかつた。彼が組織した山室山新吉野会は、大正十年に『本居宣長翁伝』を刊行して、光華の遺志を継ぐことを呼びかけた。

土居光華は、大正七年十二月十一日、七十一歳で松阪市で死去した。墓は、市内常念寺にある。かつての英学の教え子であり、東大生時代に光華と共に静岡に遊説した藤田四郎、海軍中将で山内式砲架の発明者として知られた山内万寿治等は、恩師のためにより深い山室山の中腹に記念碑を立てた。石碑には、「淡山土居光華之碑」の文字が刻まれている。

最後に、土居光華の家系について記したい。光華の妻通子は、東京下谷の両替商坂部家の娘で、二人の子は長男言太郎(油絵画家として名をなす)、長女富士(大阪商船・ブラジル航路事務長・太平善太郎に嫁す。善太郎の父参次は、ブラジル貿易を最初に開いたが、光華のアドバイスを受けたという)、次女京千代(満寿雄の母、名古屋の医師横山一格に嫁す。一格は、後民政党代議士)、三女国子(陸軍少佐岩本秀彦に嫁す)、次男は、生後直ちに歿した。以上はすべて、土居満寿雄氏の御教示による。同氏は、長きにわたって御祖父のことを教えて下さり、今回は、貴重な史料を國學院大學図書館に寄贈して下さいました。重ねて、厚く御礼申し上げます。

一九九〇・八・二四・千葉県木戸浜海岸にて稿了。

(國學院大學法学部教授 山下 重一)